

居宅介護支援事業所アゼリア運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、その介護者等およびその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスなどの種類および内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者などとの連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者などが介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介などの便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、関係医療機関、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

5 上記の他、運営基準等介護保険関係法令を遵守する。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所アゼリア
- (2) 所在地 長岡京市友岡4丁目114番地

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 居宅介護支援事業所アゼリア（以下居宅介護支援事業所という）に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（兼務可）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

- (2) 介護支援専門員：4名（主任介護支援専門員を含む）

介護支援専門員は、ケアプランの作成やサービス事業所の手配のほか介護を必要とする人や家族の相談に応じたアドバイスをし、また、施設入所を希望する人には適切な情報提供を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 居宅介護支援事業所の営業日、および営業時間は、一般財団法人長岡記念財団就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日 : 通常月曜日から土曜日までとする。

ただし12月29日から1月3日までと、祝祭日を除く。

(2) 営業時間 : 8時30分～17時までとする。

ただし、上記にかかわらず、相談連絡は年中無休・24時間体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法および内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法および内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 : 利用者自宅、アゼリアガーデン2階相談室など

(2) 使用する課題分析表の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所 : 利用者自宅など

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 1ヵ月に1回以上とする。(必要に応じて適宜訪問)

(5) 居宅介護支援事業所登録期間について

登録が切れる場合は次の通りです。

① 死亡の場合

② 介護保険非該当または要支援と認定された場合

③ 介護保険施設に入所の場合

以上の場合は登録抹消の届を市に提出いたします。

(苦情窓口)

第7条 サービス内容に関する苦情窓口について

(1) 母体施設老人保健施設アゼリアガーデンの事務部長(兼相談室長)まで

(2) 市町村介護保険課等苦情窓口まで

(緊急時・事故発生時の対応)

第8条 サービス提供中に緊急の対応が必要になった場合は、家族および管理者に連絡するとともに、迅速かつ適切な対応に努めます。また、万が一何らかの事故等が起こった場合は、適切な対応に努めます。

(賠償責任)

第9条 事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して適切な対応に努めます。

(通常の事業の実施範囲)

第10条 原則として長岡京市、大山崎町とする。

(利用料等)

第 11 条 利用料等は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画費、居宅支援サービス計画費のうち介護保険 10 割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額とする。
- (2) その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議をして利用者等に説明し同意を得て徴収する。
- (3) その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 指定居宅介護支援事業の提供中に、担当職員、指定介護サービス事業所従事者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管轄の市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

- 第 13 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(感染症、衛生管理等対策)

- 第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じる。
- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるもの

とする。

- 2 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上をはかるため、毎週 1 回のミーティングをはじめ可能な限り研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 3 職員は職員である期間および職員でなくなった後においても、業務上知り得た情報や秘密を保持する。また個人情報、個人情報保護法および厚生労働省のガイドラインに則り、適切に保護する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は一般財団法人長岡記念財団が定めるものとする。

(付則)

- この規程は、平成 17 年 9 月 5 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 20 年 5 月 16 日から改正施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、2019 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、2019 年 5 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、2020 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、2022 年 9 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、2024 年 4 月 1 日から改正施行する。
- この規程は、2025 年 4 月 1 日から改正施行する。